

2024年8月14日

各位

会社名 株式会社 かんなん丸  
代表者名 代表取締役社長 野々村 孝志  
(コード番号 7585 東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員管理部長 宮永 一彦  
(TEL 048-815-6699)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年9月24日開催予定の第47回定時株主総会における承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する方針を決議し、あわせて「定款一部変更の件」を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化することでコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、権限委任による意思決定と業務執行を迅速化し、持続的な企業価値の向上を目指すことを目的としております。

##### (2) 移行の時期

2024年9月24日開催予定の当社第47回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の目的

- ①監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行うものであります。
- ②資本政策及び配当政策の実施を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の変更を行うものであります。
- ③上記の各変更に伴う条数の修正及びその他所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年9月24日(火)(予定)  
定款変更の効力発生日 2024年9月24日(火)(予定)

以上

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (記載省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人
第5条 (記載省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (記載省略)	第6条 (現行どおり)
第7条 (自己の株式の取得) 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削 除)
第8条～第11条 (記載省略)	第7条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第13条 (記載省略)	第11条～第12条 (現行どおり)
第14条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	第13条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
第15条～第17条 (記載省略)	第14条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第18条 (員数) 当社の取締役は、10名以内とする。  (新 設)	第17条 (員数) 1. 当社の取締役 ( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ) は、10名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
第19条 (選任方法) 1. 取締役は、株主総会の決議により選任する。	第18条 (選任方法) 1. 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決</u>

現行定款	変更案
<p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行なう。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>議により選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>
<p><u>第20条（補欠取締役の選任）</u></p> <p>1. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会の決議において補欠取締役を選任することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第21条（任期）</u></p> <p>1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第19条（任期）</u></p> <p>1. <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p><u>第22条（取締役会の招集および議長）</u></p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および監査役に対して発するものとする。ただし緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第20条（取締役会の招集および議長）</u></p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第23条（代表取締役および役付取締役）</p>	<p>第21条（代表取締役および役付取締役）</p>

現行定款	変更案
<p>1. 当社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じその他の役付取締役若干名を選定することができる。</p> <p>2. 取締役社長は、会社を代表する。</p> <p>3. 前項のほか、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を選定することができる。</p>	<p>1. 当社は、取締役会の決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じその他の役付取締役を取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から若干名選定することができる。</p> <p>2. 取締役社長は、会社を代表する。</p> <p>3. 前項のほか、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を選定することができる。</p>
<p><u>第24条（業務執行）</u></p> <p>1. <u>取締役社長は会社の業務を統轄し、その他の役付取締役は取締役社長を補佐して取締役会で定めた事項につきその業務を分掌する。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が業務を代行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第22条（取締役会の決議の省略）</u>  <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第23条（重要な業務執行の決定の委任）</u>  <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第24条（取締役会規程）</u>  <u>取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。</u></p>
<p>第25条（報酬等）  <u>取締役の報酬、賞与その他の業務の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p>第25条（報酬等）  <u>取締役の報酬、賞与その他の業務の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>
<p>第26条 (記載省略)</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>第27条（員数）</u>  <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第28条（選任方法）</u></p> <p>1. <u>監査役は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>議をもってこれを行う。</u></p>	
<p><u>第29条（補欠監査役の選任）</u>  1. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会の決議において補欠監査役を選任することができる。</u>  2. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第30条（任期）</u>  1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第31条（監査役会の招集）</u>  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発するものとする。ただし緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第32条（報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第33条（監査役の責任免除）</u>  1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u>  2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第27条（常勤の監査等委員）</u>  <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第28条（監査等委員会の招集通知）</u>  1. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>  2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第 34 条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 35 条 (剰余金の配当の基準日) 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 36 条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議により毎年 12 月 31 日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 37 条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>することができる。</p> <p>第 29 条 (監査等委員会規程) 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>第 31 条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>第 32 条 (剰余金の配当の基準日)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</li> <li>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</li> <li>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</li> </ol> <p>(削 除)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 47 回定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</li> <li>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、第 47 回定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</li> </ol>

以 上